

欧洲連合（EU）の知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

欧洲連合（European Union（EU））は、経済・通貨、外交・安全保障、警察・司法等の幅広い分野において協力を進めることを目的として設立された超国家の政治・経済統合体である。

1993年11月1日に、ヨーロッパ共同体（European Community（EC））に加盟する12か国により批准された欧洲連合条約（マーストリヒト条約）の発効に基づき創設された。2015年2月現在の加盟国は、28か国である。各加盟国は欧洲連合条約に基づき権限をEUに委譲し、EUは移譲された権限の範囲内で様々な権限を行使することができる。

EUの主な機関としては、①立法機関としての欧洲議会（European Parliament）及びEU理事会（Council of the European Union）、②行政機関としての欧洲委員会（European Commission）、③司法機関としての欧洲司法裁判所（Court of Justice of the European Union）がある²。また、上記のほかに、一般的な政治目標・重要課題を決定する最高機関として、欧洲理事会（European Council）がある³。

EU法（規則、指令、決定等）の立法過程についてみると、まず欧洲委員会が立法提案を行い、その後、欧洲議会及びEU理事会が共同で採択するという流れになる。EU法は法的拘束力を有するが、とくに「規則」は、加盟国において直接適用可能性を有し、そのまま（批准等の手続をすることなしに）、全加盟国の国内で適用されることとなる。これに対し、「指令」の場合は、加盟国が指令の内容を国内法に取り入れる義務を負うが、その方法については加盟国に一定の裁量が認められており、個人間に直接の権利義務関係を発生させない。

EUの知的財産法は、実際上、日本を含む世界中の国・地域の知的財産法に大きな影響を及ぼしている。その意味で、EUの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、EUの知的財産法の概要を紹介することとした。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、B L J 法律事務所
(<https://www.bizlawjapan.com/>) 代表。

² 中西優美子著「EC/EUにおける法の役割」（『EU（欧洲連合）を知るための63章』（明石書店、2013年）所収）83頁。

³ EUの諸機関には、似たような名称の機関が多いため、混同しないように注意する必要がある。

II 知的財産法全般

EU の知的財産法制度は、他の法分野と同様に、欧洲レベルと各加盟国レベルの二重構造となっているところに特徴がある⁴。

即ち、まず、各加盟国においては、それぞれ、国内法に基づき、特許権、商標権、意匠権、著作権、営業秘密等の知的財産権が保護されている（国によっては、実用新案権も保護されている）。各加盟国の国内法に基づく知的財産権の要件・内容等がばらばらでは混乱をきたすので、それらを実体的に調和させる試みが行われてきたところであり、一定程度の調和が実現した。そして、このような各加盟国の国内法に基づく知的財産権のほかに、欧洲レベルでの条約に基づく知的財産権を保護する制度が創設され、現在も、その拡充に向けた努力が行われている。詳しくは後述するが、商標については共同体商標制度、意匠については共同体意匠制度が創設され、欧洲レベルでの権利保護が可能となっている。また、現在、特許について、欧洲单一効特許及び統一特許裁判所の創設に向けた努力が行われており、近い将来、実現されることが見込まれている。これに対し、著作権及び営業秘密に関しては、あくまで各加盟国の国内法に基づく保護のみにとどまっており、欧洲レベルでの権利保護の制度とはなっていない。

III 特許

現在の EU の特許制度は、「各国の特許庁に対して出願を行い特許を取得する制度」と、「欧洲特許局（European Patent Office (EPO)）に対して欧州出願を行い、許可後に、希望する国における登録を行う制度」に分けられる。

後者の場合に取得することのできる特許権は各国における特許権の集合体であるため、「特許権の束」であるといわれている。欧洲特許局は、欧洲特許機構（European Patent Organization）の下部組織であり、EU の下部組織ではないが、EU との間でも密接な協力関係を有する⁵。

欧洲特許条約（European Patent Convention (EPC)）には、EU 加盟国だけでなく、EU 非加盟国（具体的には、スイス、ノルウェー等）も加盟している（38か国が加盟）。欧洲特許条約は、EU の制度ではなく、欧洲特許局の審判部がその解釈を行う。欧洲特許条約に基づき欧洲特許局により付与された特許権は、欧洲特許条約及び各加盟国の国内法に基づき、各加盟国の裁判所において、権利の有効性、権利保護範囲等が判断されることになり、判断が各加盟国の裁判所により異なる可能性がある。また、欧洲特許局により付与された特許権

⁴ 多田達也著「欧洲の知的財産」（『特技懇 No.261』（特許庁技術懇話会、2011年）所収）71頁。

⁵ 欧洲特許局は、ドイツのミュンヘンに本部があり、オランダのハーグ、ドイツのベルリン、オーストリアのウィーンに支部がある。

は、各加盟国で維持し、争いがあれば各加盟国で提訴する必要があるという煩雑さがある。

以上のことから、近時、加盟国全域での単一効特許を認め、また、1つの訴訟で加盟国全域における侵害行為を統一特許裁判所に提訴できるようにしようとする動きがある。単一効特許は、欧州特許局への出願、審査、特許付与の後、単一効の請求を行うことにより、単一効特許の設定登録を受けることができるというものである。また、統一特許裁判所については、第一審裁判所として、①取消訴訟を管轄する中央部（パリ、ロンドン、ミュンヘン）と、②侵害訴訟を管轄する地方部・地域部を設置し、第二審裁判所として、ルクセンブルクに控訴裁判所を設置し、また、特許紛争の調停及び仲裁を取り扱うセンターをポルトガルのリスボン及びスロベニアのリュブリヤナに設置するというものである。これらの動きは、現時点ではまだ実現していないが、2016年頃の実現に向けて準備が行われているところである。

IV 商標

EU の商標制度は、「各加盟国においてのみ有効な商標制度」と、「EU 全体において有効な商標制度」に分けられる。

前者については、「商標に関する加盟国法を調和させるための指令」により、EU 域内市場に関連する実体規定については調和されている。

後者は、「共同体商標」(Community Trademark (CTM)) と呼ばれるものであり、「共同体商標規則」(CTMR) により規律されている。共同体商標は、欧州共同体商標意匠庁 (Office of Harmonization in the Internal Market (OHIM)) 又は各加盟国の所轄官庁に出願して取得する。欧州共同体商標意匠庁はスペインのバレンシア州アリカンテに所在する。欧州共同体商標意匠庁の幹部は、EU 理事会により任命される。共同体商標は EU 全域で有効であり、もし無効となる場合は EU 全域で無効となる。欧州共同体商標意匠庁は、方式及び絶対的拒絶理由についてのみ審査し、相対的拒絶理由については審査しない。出願された商標につき、3か月の異議申立て期間に異議が提起されなければ、登録が許可されることになる。他の商標に基づいて拒絶を主張しようとする第三者は、共同体商標だけでなく、加盟国の商標、周知商標も根拠に用いることができる。共同体商標は、正当な理由なく 5 年以上使用していない場合、不使用取消の対象となる⁶。共同体商標の保護期間は出願日から 10 年であり、更新も可能である。共同体商標の譲渡については、領域を分割した一部譲渡はできないが、指定商品・役務を分割した一部譲渡は可能である。共同体商標の登録者又は使用権者が、EU 加盟国のいずれか 1 国で当該商標を付した商品を市場においていた場合、当該商品についての共同体商標の権利は消尽する。

欧州では、商標のほかに、地理的表示も法的保護の対象とされる。地理的表示は、ワイン、スピリッツ、付香ワイン、農産品・食品について認められている。近時、非農産品（例えば、

⁶ 多田・前掲書 78~79 頁。

伝統工芸品）についても、EU レベルで、地理的表示による保護を認めようとする動きがある。

V 意匠

EU の意匠制度についても、前述した商標制度と同様に、「各加盟国においてのみ有効な意匠制度」と、「EU 全体において有効な意匠制度」に分けられる。

前者については、「意匠の法的保護に関する指令」により、EU 域内市場に関連する実体規定については調和されている。

後者は、「共同体意匠」(Community Designs) と呼ばれるものであり、「共同体意匠規則」により規律されている。共同体意匠も、共同体商標と同様に、欧州共同体商標意匠庁 (Office of Harmonization in the Internal Market (OHIM)) に出願して取得する。共同体意匠には、登録意匠と無登録意匠があり、前者は最大 25 年保護されるのに対し、後者の保護期間は 3 年である。登録共同体意匠は、新規性及び独自性が審査されずに登録されるが、これらは無効審判で争うことができる⁷。

VI 著作権

EU には、EU レベルでの著作権に関する統一的な法制度は無い。著作権の保護は、各加盟国の国内法に委ねられており、保護の内容、方法及び程度等は国により異なっている。そこで、EU には、各加盟国の国内法の内容を調和させるため、著作権に関するいくつかの指令が存在する。

「著作権等の保護期間の調和に関する指令」は、著作権の保護期間を著作者の死後 70 年と定めている。従前は、加盟国ごとに著作権の保護期間が異なっていたが、最長の保護期間 (70 年) であったドイツの法制度に合わせ、全加盟国での法制度の調和を図ったものである⁸。

また、「データベースの法的保護に関する指令」によると、「データベース」とは、「体系的又は組織的な方法により配列した個別の著作物、データその他の資料の集合物であって、電子的又はその他の手段を用いて個別的にアクセスし得るもの」をいう。従前は、加盟国ごとにデータベースの著作権の保護基準が異なっていたが、データベース保護指令により、データベースに収録される個別のデータの選択・配列に創作性が認められることという基準が採用され、これにより各加盟国での法制度の調和が図られた。また、データベースに著作物性が認められなくても、作成者による実質的な投資があったといえるものであれば、作成

⁷ 多田・前掲書 80 頁。

⁸ 多田・前掲書 76 頁。

が完了した翌年の 1 月 1 日から 15 年間、独自の法的保護が認められる⁹。

コンピュータやインターネットのような新しい技術に関する著作権については、「コンピュータ・プログラムの法的保護に関する指令」及び「情報社会における著作権等のある側面の調和に関する指令」により調和が図られている¹⁰。

著作権に関する指令としては、上記の他にも、貸与権指令、衛星放送指令、追及権指令、孤児著作物指令がある。

VII 営業秘密

EU には、営業秘密の保護に関する統一的な法制度は無い。営業秘密の保護は、各国の国内法に委ねられており、保護の内容、方法及び程度等は国により異なっている。このため、国際的な営業秘密侵害事案への対処は困難な面があった。

2013 年 11 月、欧州委員会は、各加盟国の国内法の内容を調和させるため、営業秘密の保護に関する指令案を公表した。この指令案は、営業秘密を保護する法制度の導入を各加盟国に義務づけるものである。指令案は、営業秘密の定義、営業秘密侵害行為の特定、営業秘密侵害行為が行われた場合の救済措置及び手続等が規定されている。

VIII エンフォースメント

EU の各加盟国における民事訴訟の裁判管轄は、原則として、被告の居住地又は所在地で認められ、例外的に、不法行為地で認められる。また、知的財産権の登録又は有効性に関する紛争の裁判管轄は、登録等が行われた国の裁判所が専属管轄権を有する。

共同体商標の侵害訴訟については、第一審共同体商標裁判所に提訴し、第二審共同体商標裁判所に控訴することができ（これらの裁判所は、各加盟国で指定されている）、加盟国の最高裁判所への上告も認められている。どの加盟国で提訴するかという点に関して、全加盟国における侵害行為を争う場合は、①被告の住所地又は営業所のある加盟国、②原告の住所地又は営業所のある加盟国、③欧州共同体商標意匠庁の所在するスペイン、という順序で提訴する第一審共同体商標裁判所を決定する。ある加盟国における侵害行為だけを争う場合は、当該侵害行為地で提訴することができる。欧州共同体商標意匠庁の商標部又は無効・取消部による決定に対しては審判部に不服申立てをすることができ、審判部の裁定に対しては一般裁判所に提訴することができ、さらに欧州司法裁判所に上訴することもできる¹¹。

知的財産権侵害疑義物品の税関での水際取締りについて、EU は、2013 年に新たな規則を採択し、2014 年 1 月 1 日より施行している。この新たな規則の下では、税関による取締

⁹ 多田・前掲書 76~77 頁。

¹⁰ 多田・前掲書 78 頁。

¹¹ 多田・前掲書 82 頁。

りの対象は「知的財産権侵害疑義物品」であるとされている。即ち、税関は、輸出入等のために申告された物品が知的財産権を侵害している疑いがあれば、差止等の措置をとることになる。そして、侵害に該当するか否かの判断は、各加盟国の裁判所の判断に委ねられる¹²。上記の新しい規則は、製品所有者が廃棄に対して明示的に反論しない限り、製品廃棄に合意したとみなされるという制度の導入を全加盟国に義務付けている。

IX おわりに

以上、EU の知的財産法制度の概要を紹介したが、EU の知的財産法は、現在も大きな改革が進行中であることのほか、各国レベルと EU レベルに分かれしており非常に複雑な内容を有することから、日本の実務家にとって理解が困難である面がある。しかし、EU の知的財産法の世界各国への影響力の大きさを考えると、今後も、EU の知的財産法の動向については引き続き注視していく必要があろう。

※ 初出：『特許ニュース No.13921』（経済産業調査会、2015 年、原題は「世界の知的財産法 第 2 回 EU」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹² CIPIC 水際問題研究会著「欧州連合の知的財産権侵害疑義物品の新水際取締り規則について」（『CIPIC ジャーナル Vol.216』（日本関税協会知的財産情報センター、2013 年）所収）23～25 頁。